

東京理科大学 学生員 毛利雄一
東洋情報システム 正員 菱田 茂
東京理科大学 正員 内山ス雄

1. 研究目的

近年の騒音公害をはじめとする環境破壊に対する評価を社会的費用の計測によって行なうという試みが研究されている。本研究では、騒音に対する被害額が他の方法と比較して最も直接的に表現されている裁判例の慰謝料に着目し、これまでに起った騒音の裁判を分析することによって、騒音のもつ社会的費用を計測しようとするものである。裁判分析は、騒音被害に対する金額が裁判所の判示という社会的に認められた額であることや、費用提示に際し他の媒体を通さないため、精神的苦痛や人体に及ぼす影響等の形に現れない被害に対しては他の方法と違って被害額が算出できるという長所を有している。その反面、裁判例の絶対数が少ないことや、ケースが一つ一つ異なるために統一性に欠けるという面があるが、従来の積み上げ算式の方法からくる要素の見落としや、逆に過剰な計測、さらにはアンケート調査による不正確さ等を裁判分析は、その判示が網羅することによってほとんど克服できると考える。

2. 分析方法

本研究では、表-1に示すような各騒音対象別の裁判例資料を入手し、それによって1dB(A)あたりの被害額つまり社会的費用を算出しようとするものである。この裁判例資料は総数69件、事件年度は大正元年から昭和57年にわたるものであるがこの中には原告の請求が騒音の差し止めのみにとどまったり、建物の明渡し所有権確認等の請求のために判決に慰謝料や損害賠償金等の金員の判決がなされていないもの、さらに、明らかに騒音に対する比重より振動に対する比重の方が大きいような訴訟、原告の請求が棄却され判決文中「事実の請求金額に信頼性を持たないもの」等、本研究にふさわしくないものを除外すると、参照可能な裁判例数は27件であり、控訴審、上告審等重複したものを整理して最終的な資料実数は19件であり、事件年度は昭和28年から昭和57年にわたるものである。そこで以上の19件の判例をサンプルとして、サンプル別に騒音に対する慰謝料のみを抽出し、裁判所で測定した騒音レベルが当該地における各時間帯の環境基準をどの程度超えているかを求め、その超過した騒音レベルを各被害時間ごとにエネルギー平均して、1日あたりの被害騒音レベルを算出する。さらに、各事件年度による価格を統一するため、

ジャンル	タイトル	資料数	使用可能数
公害裁判例集 (第3巻：騒音・振動)	第1節・・・工場騒音	27	13
	第2節・・・建設工事騒音	15	3
	第3節・・・交通騒音	6	1
	第4節・・・その他(環境騒音等)	10	2
	小計	58	19
ジュリスト	同上	10	7
新聞(朝日新聞)	厚木基地騒音訴訟	1	1
合 計		69	27

表-1 裁判例資料

i) 被害期間：昭和28年6月25日～昭和44年9月25日 の毎年6月25日～9月25日の3ヶ月間計 18ヶ月＝540日間 AM 7:30～PM 11:00 (15.5時間)		ii) 慰謝料：15万円(540日間に対する金慰謝料) よって1日あたりの慰謝料は、 278 円/日	よって代表被害騒音：Lは $L = 10 \log_{10} \frac{1}{t} (3 \cdot 10^{\frac{22}{10}} + 2 \cdot 10^{\frac{25}{10}} + 10^{\frac{20}{10}})$ $= 52.67 \text{ dB(A)}$
ii) 環境基準：本件地域は第2種住居地域 AM 8:00～PM 7:00 ... 50 dB(A) AM 6:00～AM 8:00 ... 45 dB(A) PM 7:00～PM 11:00 ... 40 dB(A)		よってその騒音費用は、 $\text{noise cost (15.5時間)} = 60.5 \text{ 円/20分/15.5時間}$ $\text{Noise Cost (24時間)} = 93 \text{ 円/20分/日}$ これを消費名目面高率を用いて、1980年(昭和55年)の価額に 換算すると	a) 昼の超過騒音 (<11.5時間) $52.67 - 50 = 2.67 \text{ dB(A)}$ b) 夜の超過騒音 (<4時間) $52.67 - 45 = 7.67 \text{ dB(A)}$ よって代表超過騒音：L'は $L' = 10 \log_{10} \frac{1}{t} (11.5 \cdot 10^{\frac{2.67}{10}} + 4 \cdot 10^{\frac{7.67}{10}})$ $= 4.60 \text{ dB(A)}$
iii) 具体的被害騒音：裁判所の鑑定での判定値 昭和39年～41年 ... 51 dB(A) 昭和42年～43年 ... 55 dB(A) 昭和44年 ... 50 dB(A)		とする。 309 円/20分/日	

「家庭用クーラー騒音事件」算出方法例

